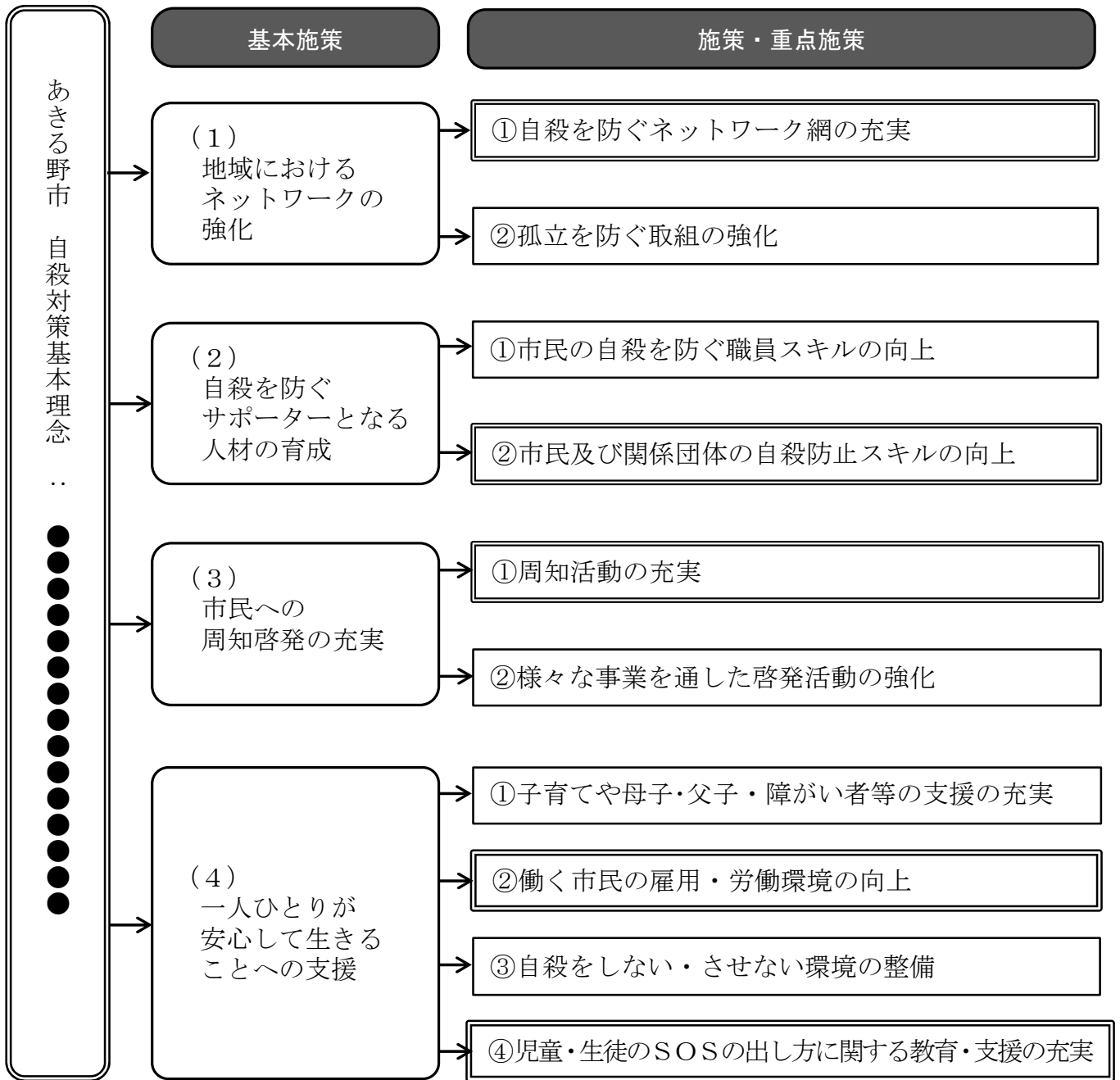


第3章 あきる野市における施策

施策の体系図



〔基本施策と重点施策の位置付け〕

本体系における基本施策は、 で囲まれた4つの施策です。

基本施策に分類された各施策のうち、重点施策は、 で囲まれた施策です。

- ・基本施策：地域自殺対策の推進において すべての自治体で取り組むことが望ましい施策
- ・重点施策：市の地域特性を考慮して重点的に取り組む施策

⇒ 自殺を防ぐネットワーク網の充実 市民及び関係団体の自殺防止スキルの向上
周知活動の充実 働く市民の雇用・労働環境の向上
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育・支援の充実 の5つが重点施策です。

1 施策の内容

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺に至る背景には、複数の要因があると言われています。また、自殺者は若年から高齢層まで幅広く発生しています。様々な要因に対し接点をもつ可能性のある行政各部署、各種団体が、追い込まれている人に気づき、早い段階で適切な支援を受けることができるよう、自殺の現状や対策について情報を共有し、ネットワーク網の充実と速やかな連携を図ります。

また、地域の各種団体や市内各事業において、市民同士がふれあう機会を持つことによって編み目を増やし、ネットワークの強化を図ります。

① 自殺を防ぐネットワーク網の充実【重点施策】

市内の各部署が開催している様々な会議において、市の自殺の実態や対策に関する情報を提供し、各種団体の地域コミュニティ活動と連動して包括的に自殺対策を進めます。

事業・業務名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童とその家庭について関係機関と情報共有を図り、自殺や心中との関連性について協議し、関係機関と連携して適切な支援につなげることで、自殺対策を推進します。	子ども家庭支援センター
地域包括支援センター運営協議会事業	地域の高齢者が抱える問題や自殺のリスクの高い方の情報等を会議等で把握、共有し、関係者間での連携強化や地域資源につなげて、高齢者の自殺対策を推進します。	高齢者支援課
高齢者虐待防止ネットワーク会議事業	虐待や介護と自殺との関係性等を情報共有することで、関係機関との連携を強化します。	高齢者支援課
障害者虐待防止ネットワーク会議事業	虐待や介護と自殺との関係性等を情報共有することで、関係機関との連携を強化します。	障がい者支援課

事業・業務名	事業内容	担当課
健康づくり推進協議会事業	健康づくり対策を推進する各種団体や関係行政機関等に対し、自殺の現状や対策の理解を深め、各組織の中で自殺対策となるネットワークを広げていけるよう、協力を呼びかけます。	健康課

② 孤立を防ぐ取組の強化

単身世帯の増加や、近隣や地域での活動団体との接点が少なくなり、孤立する人が増えていくことが心配されています。市が実施したアンケート調査結果では、身体の不調で外出を控えている高齢者も少なくありません。（P20 参照）このような状況に対し、子どもから高齢者まで幅広い世代に地域社会とのつながりを築く支援を行い、見守りや相談に対応する取組を推進します。

また、地域コミュニティ活動と連携し、市民との協働で安心して生活できる環境づくりに努めます。

事業・業務名	事業内容	担当課
町内会・自治会活動の支援事業	コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会・自治会の活動を支援し、地域の連携強化による自殺のリスクの低減を図ります。	地域防災課
地域子ども育成リーダー事業	子どもの見守りなど、地域子ども育成リーダーの活動の中で自殺の危険を示すサインに気づいた場合は、関係機関につなげます。	子ども政策課
地域との協働による森づくり事業	町内会・自治会等を活動単位とする本事業の推進により、地域の繋がりを深め、孤立を防ぎ、自殺のリスクの低減を図ります。	環境政策課
スポーツイベントの開催及び体育施設の管理業務	スポーツ推進委員、体育協会及び総合型地域スポーツクラブと連携し、市民が参加する機会の増加を図り、人とのふれあいや親睦を深めることで自殺のリスクの軽減を図ります。	スポーツ推進課
民生児童委員協議会事業	民生児童委員が地域活動の中で自殺のリスクが高い方を把握した場合、適切な関係機関との連携を図ります。	生活福祉課

事業・業務名	事業内容	担当課
保護司活動	保護司が更生保護活動の中で、自殺のリスクが高い方等を把握した場合、適切な関係機関との連携を図ります。	生活福祉課
ケースワーカー活動	生活保護のケースワーカーは定期的に被保護者宅を訪問しており、自殺の兆候等を発見した場合は、関係機関に連絡、対応を協議し、自殺の防止につなげます。 また、警察、病院、障害者支援団体、NPO団体から情報提供がある時は、迅速な対応を図ります。	生活福祉課
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携した包括的な支援により、児童・生徒や保護者の自殺のリスクの軽減を図ります。	指導室

(2) 自殺を防ぐサポーターとなる人材の育成

市の自殺の現状として、主に健康問題や家庭問題、経済・生活問題等が原因で発生し、同居の家族がいる人が多いことから、身近な人が追い込まれていることに周囲が気づかず自殺が起きているとも考えられます。

これらの要因に接点をもつ市職員や、市民一人ひとりが、自殺問題に対する意識を高め、気づきと支援のスキルを高め、ゲートキーパー^{※2}（門番）となることのできるよう人材育成を行い、身近な人の自殺のリスクの低減につなげます。

また、様々な事業を通じ、一人ひとりの自殺問題への関心を高め、市民相互の気づきあいとサポート意識の醸成を図ります。

※2 ゲートキーパー

地域や職場、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割が期待される門番となる人

① 市民の自殺を防ぐ職員スキルの向上

市職員は、様々な業務で市民と接し、市民の悩みや相談に直接対応する機会もあります。ゲートキーパー（門番）となるための研修を適宜受講したり、支援の専門性の向上を図り、市民の悩みや追い込まれている状況に気づき、適切な対応をとるスキルを身につけていきます。

事業・業務名	事業内容	担当課
研修事業	全庁的に自殺対策への意識を持った職員を増やすため、自殺対策に関する研修の充実を図ります。	職員課
安全衛生事業	市民の相談役を担う職員の心身面での健康の維持増進を図ります。	職員課
生活・就労相談窓口事業	相談員の研修会等への積極的参加を促し、自殺問題に関する理解を深めることにより、自殺のリスクを踏まえた相談員のスキルの向上を図ります。	生活福祉課
市営住宅事務職員研修事業	市営住宅事務職員のゲートキーパー研修の受講により、気づき役やつなぎ役としての役割を担い、市営住宅の居住者や入居申込者への様々な支援につなげられる体制を充実します。	都市計画課
子育て支援事業	保育士のゲートキーパー研修を実施し、保護者の自殺のリスクの早期発見と、他の機関へとつなぐ、気づき役やつなぎ役としての役割を担える人材の育成に努めます。	保育課
保育料等納入促進事業	保育料収納担当職員のゲートキーパー研修の受講により、経済的困難等の問題を抱える保護者がいた場合、適切な機関への連携を図るためのつなぎ役としての役割を担える職員のスキルの向上を図ります。	保育課
ファミリー・サポート・センター事業	提供会員を対象にゲートキーパー研修の受講を促進し、依頼会員の方の気持ちの変化にいち早く気づいた際には、専門機関につなげるなど適切な対応を図ることができる人材の育成に努めます。	子ども家庭支援センター

事業・業務名	事業内容	担当課
給食納付金（給食費）徴収事業	給食費の納付相談や徴収を行う職員のゲートキーパー研修の受講により、経済的困難等の問題を抱えている給食費滞納者等の気づき役としてのスキルを向上し、必要に応じて関係機関（就学援助、生活保護等）へ引き継ぐなどの支援の充実を図ります。	学校給食課

② 市民及び関係団体の自殺防止スキルの向上【重点施策】

自殺の現状や生きることへの支援の必要性を一人でも多くの市民が理解し、身近な人の状態に気づき、ゲートキーパーとなることができるよう、様々な集まりの場で自殺対策に関連する情報を提供し、市民相互のサポート意識の醸成を図ります。

事業・業務名	事業内容	担当課
健康づくり市民推進委員会活動	推進委員のゲートキーパー研修の受講を促進し、地域の自殺リスクが高い人と思われる人を健康相談事業につなぐなどの対応が取れる人材の育成に努めます。また、心の健康保持・増進についてのテーマで地区活動の実施を促進します。	健康課
地域イキイキ元気づくり事業	事業の協力者（健康づくり市民推進委員やふれあい福祉員、民生・児童委員等）をはじめ、参加している一人ひとりが、困った人に気づき、相談窓口へつなぐ門番の役ができるよう、健康のワンポイント等で情報提供を行い、人材の育成に努めます。また、うつ病等心の病気の予防につながる心の健康づくりや休養に関する啓発を行います。	健康課
介護予防リーダー育成事業	介護予防リーダーとなる住民にゲートキーパーに関する情報提供を行い、行政につなぐなどの対応を推進します。	高齢者支援課
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターステップアップ講座受講修了者を対象に、ゲートキーパーに関する情報提供を行い、自殺のリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担える人材の拡充に努めます。	高齢者支援課

事業・業務名	事業内容	担当課
地域包括支援センター 一総合相談事業	地域包括支援センター職員等のゲートキーパー研修の受講を促進し、高リスク者の早期発見と対応等、気づき役としての役割を担える人材の拡充に努めます。	高齢者支援課

(3) 市民への周知啓発の充実

自殺の背景にある様々な要因には、過労、生活困窮、育児や介護疲れによるうつ状態、いじめや孤立等があると言われ、これらは誰もが陥る可能性があります。誰もがお互いを思いやり支え合う意識を醸成するとともに、困った時の相談先が分からないことがないように、相談先に関する情報提供を様々な事業で行い、周知啓発活動を推進します。

① 周知活動の充実【重点施策】

市の広報紙やホームページ、各課の事業案内において、追い込まれた時の相談窓口に関する情報を掲載し、市民への提供機会の強化に努めます。

また、市内事業者と連携し、働く人の心の健康づくりに関する周知を行うとともに、社会教育の場において、自殺対策の意識向上となる周知啓発に努めます。

事業・業務名	事業内容	担当課
広報事業	広報紙、ホームページ、メール配信サービス、ツイッターを活用し、自殺対策強化月間や自殺予防週間の周知を図ります。	市長公室 健康課
くらしの便利帳の発行事業	くらしの便利帳の中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報に掲載することで、情報周知を図ります。	市長公室
子育て支援ガイドブック	妊娠、出産、子育てに関する情報や子育て等に関する相談窓口の情報を発信することで、自殺リスクの軽減に努めます。	子ども政策課
子育て応援サイト「るのキッズ」及び子育て応援アプリ「るのキッズ」	妊娠、出産、子育てに関する情報や子育て等に関する相談窓口の情報を発信することで、自殺リスクの軽減に努めます。	子ども政策課
高齢者生きがい活動支援通所事業	高齢者在宅サービスセンターに各種相談先のリーフレットを置くなどにより、情報提供を行います。	高齢者支援課
東京都シルバーパス交付の支援事業	シルバーパス更新手続時に高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットを置き、相談先の情報周知を図ります。	高齢者支援課

事業・業務名	事業内容	担当課
介護教室事業	介護教室において、各種相談先のリーフレットを配布するなどにより、問題の啓発や情報提供の拠点として活用します。	高齢者支援課
小宮ふれあい交流事業	各種相談先のリーフレットを置くなどにより、情報提供を行います。	高齢者支援課
認知症カフェ運営補助事業	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行える場に各種相談先のリーフレットを置くなどにより、情報提供を行います。	高齢者支援課
労働行政事務事業	ハローワークが主催する地域雇用問題連絡会議において、ハローワーク・労働基準監督署・行政所管課（生活福祉課・高齢者支援課・障がい者支援課・商工振興課）間で情報共有を図ります。また、広報紙への掲載や商工会及び窓口へリーフレット等を設置し、周知を図ることにより情報提供を行います。	商工振興課
労働行政事務事業	事業所がワークライフバランスの取組について、広報紙への掲載や商工会及び窓口へリーフレット等を設置して情報提供し、周知を図ります。	商工振興課
図書館での資料の展示及びリーフレット配布	自殺対策強化月間に合わせて展示を実施します。 また、リーフレットコーナーを常設しており、自殺問題に関連したリーフレット等の配布を行います。	図書館

② 様々な事業を通じた啓発活動の強化

広く市民に実施している各種事業を通じて、自殺対策につながる心の持ち方等について啓発します。

事業・業務名	事業内容	担当課
高齢者クラブ等補助事業	講習会や研修会で自殺問題に関する講演を行うことにより、住民への啓発を図ります。	高齢者支援課
消費者行政事務事業	消費生活トラブルの相談と適切な窓口へのつなぎ、広報紙への掲載や窓口へのリーフレット等の設置により周知啓発を図ることで、生活困窮者や悩みを抱えている相談者に対し生きる支援を実施します。	商工振興課
環境教育事業	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習、森の子コレンジャー活動、小さな子どものためのおさんぽ会等を実施し、生命の不思議や感動に触れる体験を通じて、命の大切さを伝えます。	環境政策課
森林サポートレンジャーあきる野の活動	森林サポートレンジャーとしてボランティア活動を行う機会を提供することで、参加者がやりがいを感じ、自尊心を高めます。	環境政策課
中央公民館事業	中央公民館で実施している寿大学、市民大学、男女共同参画啓発事業等の講座の中で、心や身体健康等の内容を取り入れたり、自殺防止リーフレットの設置など、自殺予防について住民の理解促進につなげます。	生涯学習推進課

(4) 一人ひとりが安心して生きることへの支援

子育ての不安や負担を感じている保護者は半数を超えているというアンケート調査結果があります。子育て中の人々や、追い込まれる事態に陥った女性や子ども、また、障がい者を権利擁護の視点からも守り、市民の誰もが、生きる希望を失い自殺に追い込まれることのないよう、様々な相談、支援事業の充実に努めます。

一方、働き盛り世代の自殺が多くなっていることから、働く市民が、ワークライフバランスを保ち、困った時の相談・支援を受けやすくなるよう、市内事業者等との連携により、従業者のメンタルヘルスを保つ意識啓発や相談体制の充実に努めます。

また、自殺の原因で最も多い健康問題に対し、休養やこころの健康づくりに関する支援を行うとともに、各種制度の申請及び相談の際には、状況把握に努め、必要に応じて関係機関へつなげます。

① 子育てや母子・父子・障がい者等の支援の充実

子育ての負担やストレスから追い込まれた状態に陥ることのないよう、各種相談事業や支援事業の実施と関係機関との連携に努めます。

また、障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、あらゆる場面で、障害を理由とする差別をなくすとともに、障がい者自らが生活のあり方を選択し、行動できる環境が整うよう支援に努めます。

事業・業務名	事業内容	担当課
妊婦とその家族に対する支援事業	専門職が、自殺のリスクに関することを共有し、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	健康課

事業・業務名	事業内容	担当課
乳幼児とその家族に対する支援事業	保健師や助産師等の専門職が、乳幼児の保護者が抱える負担や不安等の自殺のリスクと対応について共有して対応に当たります。母親との面談時、教室参加時に異変や困難に気づき、問題があれば、保健師や関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	健康課
子育て支援拠点事業	利用者支援事業の子育て支援総合窓口と母子保健窓口において、子育て中の親子の子育てに関する不安や悩み等の相談に対し、相互が連携して情報を共有し、自殺の兆候等を発見した場合は、関係機関に連絡、対応を協議するなど、自殺の防止につなげます。	子ども家庭支援センター
子育てひろば事業	各ひろばを利用する保護者に対し、保護者同士の交流や情報交換などをスタッフが支援していくことで、保護者の心の変化に気づいた際には話を傾聴するなど、自殺のリスクの軽減に努めます。	子ども家庭支援センター
乳幼児ショートステイ事業	事業の受付時に、保護者が子どもを養育できない理由や家庭の状況等を確認する中で、ささいな変化であっても、気づいた際には、必要な関係機関につなげます。	子ども家庭支援センター
乳幼児一時預かり事業	子どもの一時預かり事業を利用する保護者に対し、家族の状況や保護者の抱える問題等を察知し、必要な支援につなげます。	保育課 子ども家庭支援センター
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成の申請及び現況届出時の面談を通じ、家族の状況や保護者の抱える問題の把握に努め、必要に応じて関係機関へつなげます。	子ども政策課
児童扶養手当給付事業及び児童育成手当給付事業	児童扶養手当及び児童育成手当の申請及び現況届出時の面談を通じ、家族の状況や保護者の抱える問題の把握に努め、必要に応じて関係機関へつなげます。	子ども政策課
就学援助費支給事業 特別支援教育就学奨励費支給事業	経済的困難を抱えている保護者への支援策により、児童・生徒の就学を支援します。	教育総務課

事業・業務名	事業内容	担当課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ヘルパー派遣により、ひとり親家庭の生活状況、家族の状況等を把握し、その家庭が抱える課題や不安等を解消するための支援を行うとともに、必要に応じて的確な関係機関につなげます。	子ども家庭支援センター
子ども家庭支援センター事業	子育てに関する保護者の相談や18歳未満の子どもの相談に対し、適切な対応をすることで、不安を和らげ、自殺リスクの軽減につなげます。 また、児童虐待は家庭に問題を抱えていたり、被虐待児に心理的ダメージを与えるため、適切な児童虐待の対応に努めます。	子ども家庭支援センター
母子・父子・女性相談事業	DV被害者は、うつ病やPTSD等精神疾患にり患しているなど、自殺のリスクが高い状況にあるため、相談を受ける際には、被害者に寄り添い傾聴する中で、心の状態等を把握し、必要に応じて的確な関係機関につなげます。 他にも様々な問題を抱え、精神的にも不安定になっている相談者に寄り添い傾聴する中で、心の状態等を把握し、必要に応じて的確な関係機関につなげます。	子ども家庭支援センター
DV被害者への支援事業	DV被害者が職員に被害を相談した際、二次被害を与えないよう適切に対応し、必要な支援につなげることができるよう全庁的な体制を整えます。	企画政策課
障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進事業	障がい者が安心して暮らす権利を侵害されないよう、障がい理解の取組と一体的に虐待の防止や成年後見制度の推進等、障がい者の権利を守る取組を推進します。	障がい者支援課
精神保健福祉における相談支援体制の強化事業	在宅の精神障がい者や家族に対する、市、相談支援センター及び医療機関や保健所との連携の強化、専門職の資質向上を図ることにより相談支援体制の強化を図ります。	障がい者支援課
障がい者相談支援センター事業	障がい者の自立した生活支援と意思決定支援の促進事業において、障がい者とその家族が、日常生活の悩み事から医療や就労に関する専門的なことまで安心して相談できるよう、取組を推進します。	障がい者支援課

事業・業務名	事業内容	担当課
特定の障害者手帳を有する非課税世帯に対する下水道使用料減免事業	障害者世帯の下水道使用料の減免事務において、自殺対策の視点を加えた業務の取組と、必要に応じて様々な関係機関につなげるなどの支援の拡充に努めます。	管理課
生活・就労相談窓口事業	相談窓口において、生活が困難になった背景や経過、原因等を把握し、必要な関係機関につなぐなどの対応の拡充に努めます。	生活福祉課

② 働く市民の雇用・労働環境の向上【重点施策】

働き過ぎによる追い込まれることを防ぐために、ワークライフバランスを推進する事業、事業経営者に対するメンタルヘルス及び自殺対策についての啓発を行うことにより、労働環境への配慮を促します。

また、働く意欲を持つ人、創業を考える人、学校教育を担う教職員、子育て世代の女性やシニアを含む幅広い世代に対し、働き方についての情報提供と支援を行います。

一方、ハローワークや商工会等各種団体と連携し、継続して働き続けられる労働環境の確保に向け、必要な情報提供や相談対応を行います。

事業・業務名	事業内容	担当課
ワークライフバランス推進事業所認定事業	ワークライフバランス推進の取組の例にメンタルヘルスケアを含め、労働環境の向上を支援します。	企画政策課
労働行政事務での就労支援事業	ハローワーク青梅や東京しごとセンターが実施する就職セミナーの広報紙への掲載や商工会及び窓口へのリーフレット等の設置により周知を図る。適切な相談窓口へ繋ぐことにより、子育て世代の女性や生活困窮者、悩みを抱えている若年者等に対し生きる支援を実施します。	商工振興課
商工会補助事業 創業就労支援事業 (創業・就労支援)	あきる野商工会を通じて、市内商工業者への経営改善指導や事業者向けセミナーの実施による経営支援を図ります。更に創業就労事業承継支援ステーション Bi@Sta において、子育て世代の女性やシニアを含む幅広い世代に対し、創業・就労支援セミナーを開催し、様々な働き方について情報提供と支援を行います。	商工振興課

事業・業務名	事業内容	担当課
中小企業経営活性化支援事業	市内商工業者に対する資金融資を行うことにより、経営難等による自殺のリスクの軽減を図り、適切な支援先へとつなげます。	商工振興課
学校の働き方改革推進プランの策定事業	教職員の勤務実態の把握、教職員の働き方に関する意識改革、業務改善の推進を行うことで、教職員の心身の健康維持及び自殺のリスクの軽減を図ります。	指導室

③ 自殺をしない・させない環境の整備

健康増進計画「めざせ健康あきる野21（第二次）」の事業の実施に合わせ、心とからだの健康づくりに向けた支援の充実を図るとともに、健康に不安のある人や自死家族には、一人ひとりに寄り添いながら、必要に応じて医療や専門相談機関につなぐなど、相談事業の充実と関係機関との連携を進めます。

さらに、市の豊かな緑の環境づくりを通じて、市民が社会的な接点を多く持ち続けられるよう推進します。

事業・業務名	事業内容	担当課
健康教育事業	休養・心の健康を維持することを目標に、健康教育や健康づくり活動の中で、心の健康増進についての啓発及び自殺予防を図ります。	健康課
健康相談事業	健康問題を抱える人に対し、一人ひとりに寄り添い、必要な関係機関と連携をとって自殺予防の支援を行います。 また、自死家族や自殺未遂者の悩みを受けとめ、必要に応じ関係機関に関する情報提供を行います。	健康課
市民相談事業	市民生活の中で生じる様々な問題や悩みごとの相談を受け、相談者に適切な助言を行うことを目的として、法律相談、税務相談、人権身の上相談を実施します。	市民課

事業・業務名	事業内容	担当課
納税相談事業	滞納者に多重債務等で問題を抱えていることが判明した場合、担当職員が生活・就労相談窓口等を紹介することにより、生活面での問題解決を図る支援を行います。	徴税課
学童クラブ事業及び児童館事業	学童クラブ事業及び児童館を通じた保護者や子どもの状況把握を行う機会を活用し、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、悩みを抱えた子どもや保護者がいた場合は、関係機関へつなげます。	子ども政策課
子どもの学習支援事業	子どもの学習支援事業に参加する児童・生徒やその保護者が抱えている問題を把握した場合は、関係機関につなげます。	子ども政策課
福祉サービス総合支援事業及び成年後見活用あんしん生活創造事業	自殺のリスクが高い人の情報を収集・把握し、支援につなげる機会の拡充を図ります。	高齢者支援課
老人ホーム入所措置事業	老人ホームへの入所手続きの中で、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげるよう努めます。	高齢者支援課
住宅地等の緑化の推進事業	苗木配布やグリーンカーテンの普及啓発を通じて、生活の中で緑を目にする機会を増やすことにより、精神的な健康づくりを支援します。	環境政策課
崖線緑地の適正管理事業	河川や山林等は、自殺の場所となることも多いことから、崖線緑地を適正に管理することで、生活の中で自殺しにくい環境の保全に努めます。	環境政策課
クールシェア・ウォームシェアの普及啓発事業	人の集まる場所への外出を促すことにより、孤立を防ぎ、自殺のリスクの低減に努めます。また、生活に困窮する低所得者が、快適な環境を得やすくする機会の創出にも努めます。	環境政策課

④ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育・支援の充実

児童・生徒が自殺に追い込まれることのないよう、教育現場での取組を学校間で共有するとともに、高い人権意識を持った教職員の育成に努めます。

また、子どもがSOSを発信しやすいよう、学校教育の場において児童・生徒に対するその方法等を継続的に教えるとともに、子どものSOSを見逃すことのないよう、教職員の対応の充実に努めます。

事業・業務名	事業内容	担当課
教育相談事業	学校における教育相談体制の充実を図るとともに、教育相談所の臨床心理士による相談業務や巡回相談の実施、スクールカウンセラーの配置などを行い、児童・生徒の心理的ケアを行うことで自殺のリスクの軽減を図ります。	指導室
いじめ防止に対する事業	いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進します。 月1回のいじめについて考える日の設定や、いじめについての授業の実施、道徳教育の充実等を総合的に行うことで、いじめを根絶し、児童・生徒の自殺リスクの軽減を図ります。	指導室
人権啓発活動事業	小学生を対象とした「人権の花運動」「人権教室」「人権メッセージ」等、また、中学生を対象とした「人権作文」等により豊かな人権思想を身に付けさせることを目的とする事業を実施します。	市民課
適応指導教室事業	学習の場や人とのかかわりの場、生活リズムを獲得する場として適応指導教室の指導を充実させ、児童・生徒の自殺のリスクの軽減を図ります。	指導室
特別支援教育の推進事業	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った教育を行い、困難さの解消や自身の特性を理解したうえで、自信をもって生きる力を育成します。	指導室

事業・業務名	事業内容	担当課
生活指導に関する教員の資質能力の育成事業	教職員向け研修や情報交換、協議を通じて、自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺のリスクに直面した際の対応と支援について、理解を深める機会を拡充します。	指導室
教職員福利厚生事業	身体疾患及びメンタルヘルス不全等の教職員の自殺のリスクの低減に向け、医師による相談窓口の設置を継続します。また、教員の健康診断とともに、ストレスチェックを実施します。	指導室

2 評価指標

自殺対策基本理念の実現に向け推進状況の評価に活用するために、各基本施策に重点施策を中心とした評価指標を設定します。

1 地域におけるネットワークの強化			
庁内の各部署が開催している会議体等において、自殺対策のネットワークの必要性や相談先について情報提供し、ネットワークの基盤整備を進めた会議・活動数			
事業・業務名	担当課	現状	指標
要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センター	未実施	実施
地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課		
高齢者虐待防止ネットワーク会議			
障害者虐待防止ネットワーク会議	障がい者支援課		
町内会・自治会活動の支援事業	地域防災課		
民生児童委員協議会	生活福祉課		
保護司活動			
健康づくり推進協議会	健康課		

2 自殺を防ぐサポーターとなる人材の育成			
市民や関係団体の活動を通じて自殺を防ぐサポーターの育成数			
事業・業務名	担当課	現状	指標
健康づくり市民推進委員会事業	健康課	未実施	育成数
地域イキイキ元気づくり事業			
介護予防リーダー育成事業	高齢者支援課		
認知症サポーターステップアップ講座			

3 市民への周知啓発			
各事業で自殺防止に関する情報の掲載及びリーフレット（自殺対策推進計画概要版や相談先紹介リーフレット等）を設置・配布した箇所数			
事業・業務名	担当課	現状	指標
広報事業	市長公室 健康課	広報紙 のみの 実施	他にも 増やす
くらしの便利帳の発行	市長公室	未 実 施	実 施
子育て支援ガイドブック	子ども政策課		
子育て応援サイトのキッズ及び 子育て応援アプリのキッズ			
高齢者生きがい活動支援通所事業	高齢者支援課		
東京都シルバーパス交付の支援事業			
介護教室			
小宮ふれあい交流事業			
高齢者クラブ等補助事業			
認知症カフェ運営補助事業	商工振興課		
労働行政事務（就労支援）			
労働行政事務（労働環境の改善）	図書館		
関連する図書館資料の展示及びリーフレット配布			
中央公民館事業	生涯学習推進課		

4 一人ひとりが安心して生きることへの支援		
重点施策のうち、 就労に関する事項で「ワークライフバランス＝仕事と生活の調和」の認知度 ○市民アンケート 問「ワークライフバランスという言葉をご存知ですか」		
「内容を含めて知っている」と回答した割合	平成 30 年	指標
	26.7%	増やす

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進組織・機関

本計画の進行管理や計画の評価・見直しは、以下の2つの組織・機関で実施します。

また、本計画は、市に関係する関係機関・各種団体及び市民とともに進めていくものとしします。

(1) あきる野市自殺対策推進協議会

市民、医療、保健、生活、教育、労働等に関する関係機関や地域の各種団体、様々な関係機関のネットワークづくりが重要であり、自殺対策の総合的な推進機関と位置付けます。

(2) あきる野市自殺対策庁内連絡会

自殺対策基本法の「第2条 基本理念」には、「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」と示されています。

この趣旨を踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に施策を推進するために設置し、庁内の横断的な体制として取組を推進します。

2 計画の推進に向けた連携や協働、進行管理

① 国・東京都との連携

自殺対策にかかわる様々な施策について、国や東京都の動向を注視し施策の推進努めます。そのため、東京都が実施する会議や研修会等へ参加し、東京都福祉保健局健康政策部健康推進課との連携を図ります。また、西多摩地域における自殺対策の推進役を担う西多摩保健所と連携し、広域的な事業の取組を推進します。

② 関係機関や各種団体との連携

地域にある関係機関や各種団体と情報共有や連携を図り、自殺対策を推進する態勢整備を推進します。

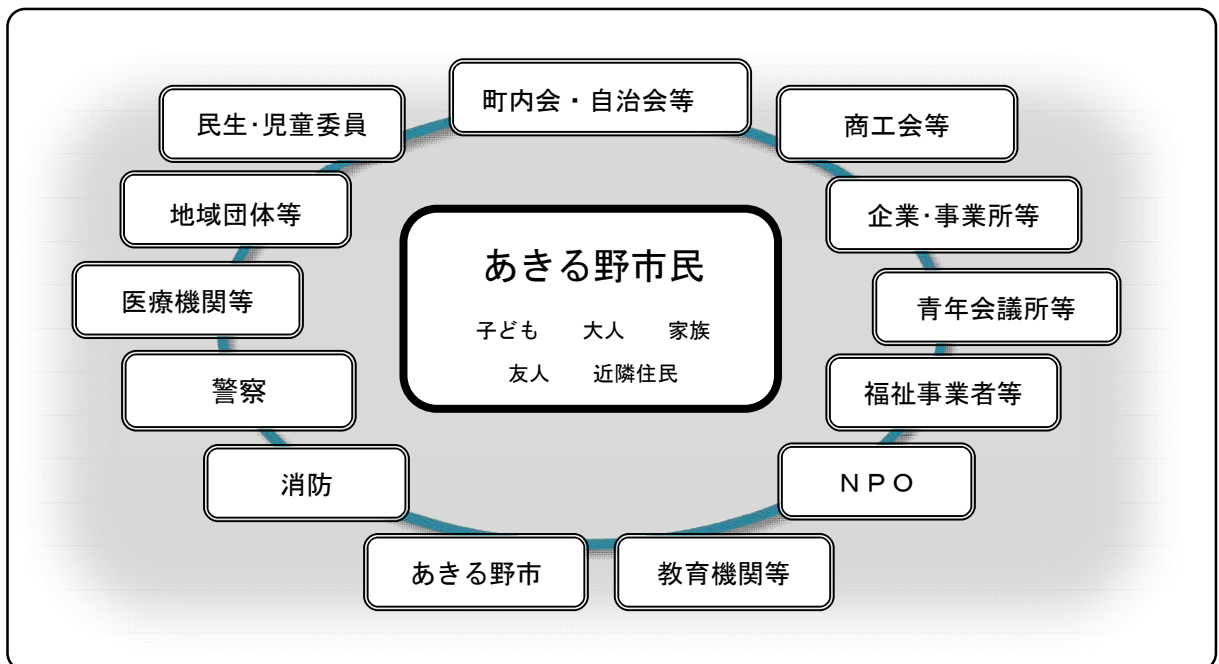
③ 市民との協働

一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めるとともに、身近な人の悩みに気づき、必要に応じて市や関係機関に情報を提供する環境づくりを推進します。

④ 進行管理

自殺対策計画の進行管理と評価のPDCAサイクルを実施し、自殺対策の充実を誇ります。

<イメージ図>



● 資料編

1 自殺対策計画策定の経過

時 期	会 議 名	協 議 内 容
令和元年 5月27日（月） 午後7時～	第1回 自殺対策推進協議会	○委員委嘱 ○自殺の現状、自殺対策について ○計画策定に関する説明
7月1日（月） 午前11時～	第1回 自殺対策庁内連絡会	○自殺対策推進計画策定の概要説明 ○自殺の現状、自殺対策について ○自殺対策に関連する施策について
7月30日（火） 午後7時～	第2回 自殺対策推進協議会	○自殺対策推進のための施策について ○関係団体へのヒアリングについて
8月23日（金） ～9月2日（月）	あきる野市自殺対策推進計画策定に向けた関係団体へのヒアリング （自殺対策推進協議会以外の4団体） あきる野市町内会・自治会連合会 あきる野市高齢者クラブ連合会 あきる野青年会議所 あきる野商工会	
9月6日（金） ～12日（木）	庁内各課 自殺対策推進計画策定に伴う所管事業の確認 平成30年2月の調査で提出された各課事業について、基本施策の区分と事業内容説明文の確認	
9月26日（木） 午後7時～	第3回 自殺対策推進協議会	○ヒアリング結果の報告 ○自殺対策計画の基本施策について ○あきる野市自殺対策推進計画構成案について
10月23日（木） 午後3時15分～	第2回 自殺対策庁内連絡会	○自殺対策推進計画の素案について ○計画の評価指標について

2 自殺対策推進協議会の設置要綱及び委員名簿

① あきる野市自殺対策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、自殺対策を総合的に推進するため、あきる野市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 自殺対策についての計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自殺対策についての推進及び検討に関すること。
- (3) 自殺対策についての情報交換及び連携協力体制の整備に関すること。
- (4) 自殺対策についての普及啓発に関すること。
- (5) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 労働関係者
- (6) 学校教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第5号まで及び第8号に規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が召集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

② 自殺対策推進協議会委員名

区 分	氏 名	役 職 等
第3条第2項第1号委員 (識見を有する者)	石井 雄吉	明星大学 心理学部 学部長補佐
第3条第2項第2号委員 (市民の代表)	山崎 敦子	公募市民
	山田 修	公募市民
第3条第2項第3号委員 (保健医療関係者)	植田 宏樹	あきる野市医師会 秋川病院院長 精神科
第3条第2項第4号委員 (福祉関係者)	鈴木 孝子	あきる野市民生・児童委員協議会 五日市地区 副会長
	栗原 和夫	あきる野市社会福祉協議会 地域福祉推進課長
第3条第2項第5号委員 (産業関係者)	—	第3条第2項第7号委員(関係行政 機関の職員)で対応
第3条第2項第6号委員 (学校教育関係者)	曾我 有二	あきる野市公立小中学校校長会 あきる野市立西中学校校長
第3条第2項第7号委員 (関係行政機関の職員)	神座 秀夫	警視庁福生警察署 生活安全課 課長代理
	藤森 文子	東京都西多摩保健所 企画調整課 課長代理(企画調整担当)
	金子 桂一	青梅公共職業安定所 統括職業指導官
第3条第2項第8号委員 (その他市長が必要と認める 者)	田中 恵子	あきる野市健康づくり市民推進委員会 副会長
	清水 康雄	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 理事長

3 庁内連絡会の要綱及び名簿

① あきる野市自殺対策庁内連絡会設置要領

(目的及び設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の基本理念に基づき、本市における自殺対策について、総合的かつ効果的に施策を推進するため、あきる野市自殺対策庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 自殺対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策のための情報交換及び連携に関すること。
- (4) その他自殺対策に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、健康福祉部長、子ども家庭部長、企画政策課長、職員課長、地域防災課長、商工振興課長、生活福祉課長、障がい者支援課長、高齢者支援課長、健康課長、子ども政策課長、保育課長、子ども家庭支援センター所長、指導担当課長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に、会長及び副会長を置き、会長は健康福祉部長を、副会長は子ども家庭部長をもって、充てる。

- (1) 会長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が召集する。

- (1) 連絡会の議長は、会長をもって充てる。
- (2) 委員が出席できないとき、会長は、代理の者を出席させることができる。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行する。

② 庁内連絡会委員名

所 属	職 名	氏 名
健康福祉部	部 長	川久保 明
子ども家庭部	部 長	岡部 健二
企画政策課	課 長	吉岡 克治
職員課	課 長	大久保 学
地域防災課	課 長	舘野 俊之
商工振興課	課 長	一瀬 秀和
生活福祉課	課 長	細谷 英広
障がい者支援課	課 長	山根 悟
高齢者支援課	課 長	遠藤 文寛
子ども政策課	課 長	高橋 玄德
保育課	課 長	石塚 光輝
子ども家庭支援センター	所 長	石山 和可子
指導室指導担当	課 長	間嶋 健
健康課長	課 長	鈴木 修

4 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条—第22条）
- 第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第3条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
 - 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
 - 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
 - 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深

めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、

自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

- (2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第7条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成28年3月30日法律第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

あきる野市自殺対策推進計画『

』

令和2年（2020）年3月

発行：あきる野市

〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350

TEL：042-558-1111（代表）

FAX：042-558-3207

発行：あきる野市 健康福祉部 健康課